

7 医療費適正化に関する施策の推進

555億円

(1) 特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施（新規） 527億円

平成20年度から医療保険者に40歳以上の被保険者・被扶養者を対象とする糖尿病等に着眼した健康診査及び保健指導（特定健康診査・特定保健指導）が義務づけられることから、これらの円滑な実施を図る。

(2) 病床転換助成事業の実施（新規） 28億円

医療の効率的な提供を推進するために、医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴う整備費用の助成を行い、医療療養病床の再編を推進する。

第2 成長力強化に向けた雇用対策・職業能力開発等の推進

誰でもどこでも職業能力形成に参加でき、能力を発揮できる社会の実現のため、職業能力形成システム（通称『ジョブ・カード制度』）の構築を図るとともに、母子家庭、生活保護世帯、障害者等を対象に、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立と生活の向上が図られるよう福祉・雇用の両面にわたる支援を行う。また、中小企業の生産性向上に向けた人材確保等への支援とともに、最低賃金制度の機能強化のための施策により、成長力強化を図るほか、若者に対する雇用対策、職業能力開発を推進する。

1 「職業能力形成システム」（通称『ジョブ・カード制度』）の構築 174億円（108億円）

※ 職業能力形成システム：フリーター等職業能力形成機会に恵まれない者に対し、職業能力形成プログラム（企業における実習と座学とを組み合わせた訓練）を提供し、訓練修了者の評価結果のほか職務経歴等の情報をジョブ・カードとして取りまとめ、求職活動などに活用し、求職者と求人企業とのマッチングを促進する制度

（1）産業界が主導する推進体制の整備（新規） 25億円

職業能力形成システムの普及促進を図るため、中央及び地域にジョブ・カードセンターを設置し、広報・啓発及び活用促進事業を実施する。

（2）産業界・企業に受け入れられる実践的な訓練・職業能力評価のための基準づくり 3.9億円

○ モデル評価シート（仮称）の開発等 3.9億円

産業界・企業に受け入れられる実践的な訓練・評価を可能とするため、業界団体の主体的参画の下、企業の求める人材能力要件を踏まえた「モデル評価シート」（仮称）を開発する。

（3）職業能力形成プログラムへの参加者の積極的な誘導と綿密なキャリア・コンサルティングの実施 37億円

○ 職業能力形成プログラムへの誘導のための職場見学・体験講習の実施等（新規） 2.4億円

職業能力形成プログラムへの誘導を促すため、地域ジョブ・カードセンターにおいて職場見学や体験講習を実施する。

○ 参加者に対するキャリア・コンサルティングの実施 32億円

ジョブ・カード交付希望者に対して、ハローワーク等において綿密なキャリア・コンサルティングを行い、ジョブ・カードを交付する。また、キャリア・コンサルタントに対しては、ジョブ・カードの記載方法・効果的な活用方法について講習を行う。

○ 携帯サイトを活用した情報提供等の体制整備（新規） 2.9億円

キャリア・コンサルティング付き携帯サイトを開設し、教育訓練情報や求人情報等の提供を行い、職業能力形成システムへの誘導を図る。

(4) 実践的な訓練・職業能力評価を通じた就労の実現と参加者・参加企業等に対する支援 108億円

○ 「実践型人材養成システム」の普及・定着の促進 4.6億円

「実践型人材養成システム」（実習併用職業訓練）を普及・定着させるため、大企業が自らの教育訓練施設等を活用して中小下請企業の実践的な教育訓練を支援するモデル事業等を創設するとともに、事業主に対する助成措置を拡充する。

○ 新たな有期実習型訓練の創設と訓練実施企業に対する支援（新規） 5.1億円

雇用関係の下で実習と座学とを組み合わせた新たな有期実習型訓練を創設し、訓練や能力評価等に取り組む事業主に対する助成措置を講ずる。

○ 「実務・教育連結型人材育成システム」等の拡充 80億円

若者の実践的で効果的な職業能力開発を支援するため、「実務・教育連結型人材育成システム」等を拡充する。

○ 母子家庭の母等や子育て終了後の女性等を対象とした新たな組み合わせ訓練の創設（新規） 15億円

母子家庭の母等や子育て終了後の女性等を対象とした事業主等の訓練ニーズを反映したカリキュラムによる新たな組み合わせ訓練を創設し、実践的な能力開発を実施する。

○ 的確な評価を実施するための「評価者」の育成支援（新規） 60百万円

職業能力評価に関する専門家を活用し、企業における「評価者」に対し、評価手法や「モデル評価シート」（仮称）の活用方法等の指導を行う。

○ 職業能力形成プログラム参加者に対する資金の融資（新規）

職業訓練を受講しやすい環境の整備を行うため、職業能力形成プログラムの受講中の資金が必要な方々について融資等による支援の仕組みを整備する。

（技能者育成資金貸付の融資枠（15億円）の内数）

2 母子家庭、生活保護世帯、障害者等の福祉・雇用両面の支援による自立・生活の向上	318億円（296億円）
---	---------------------

（1）障害者に対する就労支援の推進 184億円

○ 雇用、福祉、教育等の連携による地域の就労支援力の強化

43億円

ハローワークを中心とした「チーム支援」の体制・機能の強化、及び「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数の大幅な拡充や実施体制の充実等を図るとともに、関係審議会の検討結果を踏まえ、障害者雇用促進法制の整備を図る。

○ 障害者雇用の底上げのための関係者の意識改革（新規）

3.1億円

インターネットを通じた情報発信・相談の実施、地域の事業主団体を活用した「意識改革セミナー」の開催、地域の関係者との交流会等を実施することにより、国民、企業等の障害者雇用に関する意識改革を図る。

○ 障害の特性に応じた支援策の充実・強化

4.3億円

精神障害者の障害特性を踏まえ、一定程度の期間をかけて、段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指すことを支援するための助成措置を創設するとともに、発達障害者の希望やニーズに応じた就労支援を推進する。

○ 障害者に対する職業能力開発の推進

61億円

障害者委託訓練及び障害者職業能力開発プロモート事業の拡充等職業訓練機会の充実を図り、特別支援学校の生徒及び就労移行支援事業利用者等に対する効果的な職業訓練を実施するとともに、職業能力開発施設において発達障害者に対する職業訓練コースを拡充する。

○ 「工賃倍増5か年計画」の推進

16億円

福祉施設で働く障害者の工賃を平成23年度までに倍増させることを目標とする「工賃倍増5か年計画」を推進するため、必要な施策の強化を行う。

- (2) 母子家庭や生活保護世帯に対する就労支援の推進 4 7 億円
- 地域における母子家庭の就労・自立支援 2 3 億円

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、高等技能訓練促進費事業における入学支援のために修了時に支給する一時金や母子自立支援プログラム策定事業における就職準備支援コースの創設など支援措置の充実を図る。
 - ハローワークと福祉事務所等との連携による就労支援の機能強化 1 1 億円

ハローワークと福祉事務所等とが連携した「就労支援チーム」の体制、支援機能の向上等により、生活保護受給者等に対する就労支援を一層推進する。
- (3) 困難な状況を克服し、再就職や安定的雇用への転職を目指す人たちへの支援の実施 8 7 億円
- ネットカフェ等で寝泊まりする不安定就労者への就職支援の実施(新規) 1. 5 億円

住居を失い、ネットカフェ等で寝泊まりする不安定就労者の安定的な雇用機会の確保を図るため、職業相談・職業紹介、技能講習、住居確保の相談等を行う。
 - 35歳以上の不安定就労者への一貫した就職支援の実施 3 1 億円

35歳以上の不安定就労を繰り返す求職者に対し、担当制によるキャリア・コンサルティングから職場定着指導までの一貫したきめ細かな支援を行い、安定的な就職を促進する。
 - 刑務所出所者等に対する就労支援の推進 1. 7 億円

法務省との連携の下、刑務所出所者等に対し、職業相談、職業紹介、求人開拓等を行うとともに、試行雇用奨励金の支給や職場体験講習を実施する等の就労支援を推進する。

3 中小企業の人材確保等への支援と最低賃金制度の充実

5 5 3 億円 (5 5 0 億円)

- (1) 中小企業の生産性向上等に向けた人材面からの支援・雇用対策の充実 5 3 2 億円
- 中小企業の人材確保対策の推進 1 2 2 億円

生産性向上に資する雇用環境の高度化及び人材の雇入れを支援するとともに、ハローワークにおいて、生産性向上に資する人材確保に向けた支援を行う。また、職業能力開発を行う中小企業に対する訓練経費等の助成の拡充を行う。

○ **改正地域雇用開発促進法等に基づく地域雇用対策の推進** 268億円

雇用情勢が特に厳しい地域における事業所の設置整備に伴う雇入れ、中核人材の受入れ、能力開発についての助成を拡充する。また、雇用改善の動きが弱い地域において創業のための経費に対して助成するとともに、雇用創造に向けた意欲が高い地域における取組の支援を強化する。

○ **介護分野における雇用管理改善の推進** 90百万円

複数の中小零細の介護事業所が共同して雇用管理改善に取り組むモデル事業を実施するとともに、雇用管理改善等のための巡回相談や専門的相談を拡充する。

(2) **最低賃金制度の機能強化** 7.8億円

○ **最低賃金制度の周知・徹底及び履行確保** 2.5億円

最低賃金の見直しによる影響の高い地域及び業種に対し、チェックシートによる自主点検を促し、最低賃金の履行確保を図るとともに、最低賃金法の一部改正を踏まえた最低賃金制度の内容をインターネットや広報媒体を活用し、使用者並びに労働者、民間団体等広く国民に周知・徹底を図る。

○ **最低賃金の引上げに関する政労使の合意を踏まえた地域別最低賃金の引上げ** 2.9億円

成長力底上げ戦略推進円卓会議における最低賃金の中長期的な引上げの方針についての政労使の合意を踏まえ、地域別最低賃金の引上げを図る。

(3) **ものづくり立国の推進** 14億円

○ **団塊世代等の熟練技能者を活用した技能継承支援** 4.1億円

高度熟練技能者をはじめ団塊世代等の優れた技能者等の情報をデータベース化し、中小企業への派遣による技能指導等に活用するとともに、技能継承問題等への対応に係る総合的な情報提供・相談援助を実施する。

○ **技能・ものづくりの重要性に対する啓発の推進** 2.9億円

2007年ユニバーサル技能五輪国際大会を契機とした技能尊重気運の高まりを確実なものにするため、若者等に対して技能の魅力や重要性に対する理解の更なる浸透を図るとともに、地域におけるものづくり体験の場を積極的に提供し、ものづくりのすばらしさ・重要性を啓発する取組を推進する。

○ **各種技能競技大会等の充実** 6.5億円

各種技能競技大会の充実を図るとともに、各種表彰の実施等により、ものづくりの裾野を拡大し、技能者が広く社会一般に尊重される社会の形成を図る。

4 若者の雇用・生活の安定と働く意欲の向上

333億円（346億円）

(1) フリーター常用雇用化プラン等の推進

～常用雇用化35万人を目標～ 227億円

○ 年長フリーターに対する常用就職支援等の実施 36億円

・ 年長フリーターに対する常用就職支援 15億円

中小企業の人事担当者による模擬面接等を行う「ジョブミーティング」を実施するとともに、「ジョブクラブ（就職クラブ）」方式でのセミナー、グループワーク等の実施箇所数を拡充し、年長フリーターの常用就職を支援する。

・ 「年長フリーター自立能力開発システム」の実施 21億円

年長フリーターの職業能力を判断するために企業実習を先行させ、その後必要に応じフォローアップ訓練を行い、訓練終了後には実習先事業主による能力評価を行う訓練システムを実施するとともに、業界の求める採用条件に適應するための訓練コースを開発・実施する。

○ 若者の応募機会の拡大等に係る周知・広報、相談機能の強化（新規） 3億円

若者の応募機会の拡大について、事業主への周知・啓発、指導を徹底するとともに、企業等からの好事例の収集・分析、事業主への提供を行うほか、事業主団体と連携を図りつつ、応募機会の拡大等に取り組む事業主等への相談機能の強化を図る。

○ 若者の職業能力開発機会の充実（一部再掲） 152億円

「実践型人材養成システム」や「実務・教育連結型人材育成システム」等の拡充や、雇用関係の下で実習と座学とを組み合わせた新たな有期実習型訓練の創設・支援を図るほか、就職支援講座を行い、その後必要に応じ短期間の訓練を行うなど、若年者に対する効率的な集中支援による就職促進を図る。

○ ネットカフェ等で寝泊まりする不安定就労者への就職支援の実施（新規・再掲） 1.5億円

- (2) 地域において支援を必要とする若者等のチャレンジ支援 48億円
- 地域若者サポートステーションの発展・強化 14億円
ニート等の若者に対する地域の支援拠点としての地域若者サポートステーションについて、訪問支援を行う人材の養成と訪問支援モデル事業等を実施するとともに、箇所数を拡充する。

 - 「若者自立塾」事業の実施 6億円
合宿形式による集団生活の中で、生活訓練、労働体験等を通じて、若者に働く自信と意欲を付与する「若者自立塾」事業を実施する。

 - 若者向けキャリア・コンサルティングの普及促進 3.3億円
若者の職業キャリアの円滑な形成を促進するため、若者向けキャリア・コンサルタントに必要な能力要件について修正・開発を行うとともに、若年者支援施設の担当者等に対し、セミナー等を実施する。

第3 仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

仕事と生活の調和の実現に向け、企業の取組に対する支援等や、その成果について広く周知するなど、社会的気運の醸成を図る。

また、「職業キャリアの持続可能性」を確保するために、生涯にわたる自律的なキャリア形成を可能とする環境の整備を図る。

さらに、労働者派遣事業の適正な運営の確保を図るとともに、男女雇用機会均等の推進、第11次労働災害防止計画に基づく総合的な安全衛生施策の推進など、公正かつ多様な働き方の実現と働く人たちの安全・安心の確保を図る。

1 仕事と生活の調和の実現 147億円（127億円）

(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成 10億円

○ 業界トップクラス企業による先進的モデル事業の展開（新規）

2億円

「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」の議論を踏まえ、我が国を代表する社会的影響力のある企業（業界トップクラス企業）を選定し、企業自らが作成したアクションプログラムに基づく仕事と生活の調和の実現のための取組を支援し、取組実績の周知等を行う。

○ 「仕事と生活の調和推進会議」の開催を通じた地域ごとの取組の推進（新規） 8.3億円

労使、地方公共団体、有識者等による「仕事と生活の調和推進会議」を都道府県ごとに設置し、地域の特性を踏まえた提言の策定・公表及び仕事と生活の調和に取り組む企業の好事例の収集・情報提供等の支援を行う。

(2) 仕事と生活の調和の実現のための企業の取組の促進 15億円

○ 労働時間等の設定改善に取り組む中小企業に対する助成金制度の創設（新規） 2.2億円

労働時間等の設定の改善に向けた職場意識の改善に積極的に取り組む中小企業事業主に対する新たな助成措置を創設する。

(3) 長時間労働抑制のための重点的な指導の実施等 6億円

長時間労働を抑制するため、特に労働時間が長い事業場を重点に指導を強化するとともに、長時間労働を是正するための取組を行う中小事業主に対する支援を実施する。

(4) 企業における次世代育成支援の取組の一層の推進 **48百万円**

次世代育成支援対策推進センターにおいて、事業主に対する相談・援助を実施し、中小企業における一般事業主行動計画の策定、届出を促進するとともに、多くの事業主が認定を目指して取組を行うよう一層の周知・啓発に取り組む。

(5) 仕事と家庭の両立が図れる環境整備の推進 **104億円**

○ 育児期における短時間勤務制度の導入・定着支援の拡充

88百万円

小学校低学年の子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を導入した事業主に対する助成措置を創設するとともに、短時間勤務にかかる雇用管理のノウハウ習得に向けた取組への助成など中小企業における短時間勤務制度の導入・利用に対する重点的な支援を行う。

○ 事業所内託児施設の設置・運営等に対する支援の推進 **40億円**

従業員のために事業所内託児施設を設置、運営又は増築等を行う事業主に対する助成措置の対象企業数を拡充する。

○ 男性の仕事と育児の両立に関する意識啓発の推進（新規）

17百万円

育児期の男性が仕事と家庭が両立可能な働き方を設計・実践するためのハンドブックを作成、配布し、男性の仕事と育児の両立に関する意識啓発を促進する。

○ マザーズハローワーク事業の拠点の拡充と機能の強化 **19億円**

マザーズハローワーク事業未実施の地域においても同様のサービスが提供できるよう事業拠点を拡充するとともに、既存のマザーズハローワーク等において、独自求人確保、保育所入所の取次ぎ、出張相談等を実施する。

(6) パートタイム労働者の均衡待遇確保と短時間正社員制度の導入促進

9.6億円

○ 改正パートタイム労働法に基づく均衡待遇確保のための事業主支援の充実 **9.6億円**

改正パートタイム労働法の内容の周知徹底及び指導等を行うとともに、均衡待遇推進コンサルタントの配置によるアドバイス、先進事例の収集・提供や助成金の支給による事業主支援を行う。

また、支援サイトの開設等を行うことにより、短時間正社員制度導入の促進を図る。

(7) テレワークの普及促進

1. 4億円

テレワークの普及促進を図るため、セミナーの開催を実施するとともに、テレワーク相談センターを拡充し、相談体制の整備等を図る。

また、テレワークを含めた在宅就業の適正化を推進するため、在宅就業の実態把握を行い、必要な施策の検討を行う。

2 持続的なキャリア形成の実現

591億円（703億円）

(1) 生涯にわたる自律的なキャリア形成を可能とする環境整備 19億円

○ 企業診断システムの開発と労働者に対する診断・相談サービスの提供（新規） 48百万円

企業における人材育成やキャリア形成支援と企業の生産性や業績、人材確保の動向の関連性を踏まえた企業診断システムを開発するとともに、生涯キャリアの節目の時期にある労働者に対し、診断・相談サービスの提供を行う。

○ 団塊世代等の熟練技能者を活用した技能継承支援（再掲）

4. 1億円

○ eラーニングによる教育訓練環境の整備

5. 1億円

職業能力習得支援制度（ビジネス・キャリア検定制度）の推進を図るとともに、非正規労働者等のためのeラーニングによる教育環境の整備を図る。

(2) 女性の意欲・能力を活かしたキャリアの継続と再就職・起業の実現

27億円

○ 女性の職業キャリアの継続が可能となる環境整備

6. 2億円

企業が行う人事管理制度、能力評価制度の見直しを含む雇用管理改善や女性労働者のモチベーションの維持向上など、女性の就労継続のための環境整備の取組への支援を行う。

○ マザーズハローワーク事業の拠点の拡充と機能の強化（再掲）

19億円

○ 女性の起業に対する支援の実施

87百万円

女性起業家向けのメンター紹介サービス事業を実施するとともに、女性向けの起業についての総合的専用サイトの活用を図る。

(3) いくつになっても働ける社会を目指した高齢者雇用対策の推進

546億円

○ 65歳までの雇用機会の確保及び「70歳まで働ける企業」の普及促進

267億円

65歳までの高齢者雇用確保措置の導入に伴う雇用環境の整備等に係る相談・指導等を行う事業主団体に対する助成を行うとともに、希望者全員を70歳以上まで継続雇用する制度を導入した中小企業に対する支援や、70歳以上まで働くことができる新たな職域を開拓するモデル的な取組を行う企業に対する支援を行う。

○ 団塊世代をはじめとする高齢者の再就職支援

49億円

地域における関係機関の連携の下、事業主団体等を通じ、傘下の求人事業主や定年退職者等を対象として、キャリア・コンサルティング、就職面接会やセミナーの開催等、地域の団塊世代の高齢者に対する再就職支援を実施する。

○ シルバー人材センター事業の推進等

138億円

「教育、子育て、介護、環境」を重点にシルバー人材センターと自治体が共同して企画提案した事業を支援するほか、高齢者の知識・経験を活かすためのワークショップの開催、企業等とのマッチングを行う「シニア労働力活用事業」（仮称）を創設する。

3 公正かつ多様な働き方を実現できる労働環境の整備

27億円（23億円）

(1) 労働者派遣事業の適正な運営の確保

5.2億円

○ 偽装請負など違法派遣の防止・解消のための厳正な指導監督の実施と労働者派遣制度の見直し

51百万円

偽装請負などの違法派遣の防止・解消に向け、派遣元事業主等に制度の周知を図り、厳正な指導監督を実施するとともに、労働者派遣制度について必要な見直しを行う。

○ 派遣労働者の雇用管理改善の推進

4.7億円

派遣元事業主等による派遣労働者の雇用管理改善の実情・好事例を調査・分析し、派遣元事業主等に提供することにより雇用管理改善を推進する。

(2) 製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の推進

32百万円

製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化を図るためのガイドライン及びチェックシートの周知・啓発を行うとともに、請負事業主等の自発的かつ積極的な取組に対する相談援助を行う。

(3) 派遣労働者等に係る能力開発・能力評価・キャリア形成のためのモデルづくりと普及啓発 64百万円

能力開発機会において正社員との格差が見られる派遣労働者等について、能力評価、能力開発のための望ましいモデルやキャリア形成支援計画を策定し、その普及啓発を図る。

(4) 有期労働者の処遇の改善等 9億円

○ ガイドラインの策定や正社員転換支援を通じた有期労働者の雇用管理の改善 5.6億円

契約社員や期間工等の有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、ガイドライン等を作成し周知するとともに、有期契約労働者から正社員に転換する制度を設け、正社員に転換させた事業主に対する助成制度を創設する。

(5) パートタイム労働者の均衡待遇確保と短時間正社員制度の導入促進(再掲) 9.6億円

(6) 職場における男女雇用機会均等の推進 1.9億円

男女雇用機会均等法の履行確保のため、厳正的確な指導を行うとともに、迅速な紛争解決の援助を実施する。

4 安全・安心な職場づくり	140億円(160億円)
---------------	--------------

(1) 第11次労働災害防止計画に基づく総合的な安全衛生施策の推進

125億円

○ 職場における過重労働・メンタルヘルス対策の推進 30億円

小規模事業場の長時間労働者に対する医師の面接指導等を行うため、全国の地域産業保健センターに専用窓口を開設するとともに、労働者が相談しやすい体制を事業場内外において整備する。

○ 死亡災害・重篤災害の大幅な減少のための労働災害防止対策の推進 11億円

危険性・有害性等の調査等の普及、小規模事業場への指導、高齢者の災害防止対策、安全教育に係る指導者等人材養成の充実、建設業等での先進的な安全手法の普及、機械設備自体の安全性能の確保に係る指導等を行う。

○ 職業性疾病防止対策・化学物質管理対策の推進 27億円

粉じん障害防止総合対策の見直し及び周知等を行うとともに、国連勧告に基づく化学物質の表示等の制度の普及や、有害化学物質のリスク評価に基づく規制を行う。

(2) 労災かくし対策の推進

83百万円

労災かくし事案の特に多い建設業者に対して集団指導を実施するとともに、被災労働者に対して適切に補償がなされるよう労災保険給付請求の勧奨を行うなど、労災かくしの排除に向けた啓発指導の強化を図る。

(3) 総合的な個別労働紛争対策の推進

14億円

増加する個別労働紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るための紛争解決制度を着実に推進する。

第4 人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

我が国においては、少子化や人口減少が進んでおり、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題となっている。このため、「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月）、「新しい少子化対策について」（平成18年6月）に基づき施策の拡充に努めるとともに、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略」（平成19年12月）等を踏まえた少子化対策を総合的に推進する。

1 地域の子育て支援の推進 6,828億円（6,594億円）

（1）すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 684億円

○ 地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援事業の充実

375億円

様々な子育て支援事業について、「子ども・子育て応援プラン」に掲げた目標の達成に向けた着実な推進を図るとともに、新たに、子どもを守る地域ネットワークの機能強化や、地域における仕事と生活の調和の実現に向けて、企業を含めた地域ぐるみの子育て支援を推進する。

○ 地域における子育て支援拠点の拡充

101億円

地域における子育て支援拠点について、身近な場所への設置を促進する。

○ 次世代育成支援対策に資する施設整備の充実

137億円

地域の実情に応じた保育所、児童養護施設等の整備を推進する。

（参考）平成19年度補正予算案において、児童の安全確保のための耐震化整備を実施する。（51億円）

（2）待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実 3,905億円

○ 待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大

3,418億円

各市町村における整備計画に基づく民間保育所の整備を図るとともに、待機児童解消を目指し、民間保育所における受入れ児童数の増を図る。

○ **多様な保育サービスの提供** **487億円**

延長保育、病児・病後児保育、一時保育、特定保育等、保護者のニーズに応じた保育サービスを推進し、あわせて地域の保育資源（事業所内託児施設）を活用した取組を進めるとともに、家庭的保育事業（保育ママ）の充実を図る。

(3) 総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の着実な推進

187億円

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては、未実施小学校区の早急な解消や多様なニーズ等に対応できる弾力的なサービスを提供するための支援措置を図る。

(4) 児童手当国庫負担金

2,564億円

2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

849億円（821億円）

(1) 虐待を受けた子ども等への支援の強化

804億円

○ **早期発見・早期対応体制の充実**

市町村において、関係機関が連携し児童虐待等の対応を図る「子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図るため、コーディネーターの研修やネットワーク構成員の専門性強化を図るための取組を支援する。

（次世代育成支援対策交付金（375億円）の内数）

○ **社会的養護体制の拡充**

799億円

社会的養護体制の見直しの一環として里親手当・里親支援体制の充実、児童養護施設等における小規模ケアの推進や看護師の配置など施設ケアの充実を図るとともに、施設を退所した児童等の就業・生活支援などを行うことにより地域生活を支援するモデル事業を実施する。

(2) 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策等の推進

45億円

婦人相談所における配偶者からの暴力被害者に対する一時保護委託費の充実を図るとともに、婦人保護施設の退所者支援の充実等を図る。

3 母子家庭等自立支援対策の推進

1, 723億円（1, 662億円）

(1) 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 80億円

○ 自立のための就業支援等の推進（一部再掲） 23億円

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、高等技能訓練促進費事業における入学支援のために修了後に支給する一時金や母子自立支援プログラム策定事業における就職準備支援コースを創設するとともに、指定都市や中核市以外の市等においても就業支援や生活支援を行う事業を実施するなど支援措置の充実を図る。

○ 母子家庭の母等や子育て終了後の女性等を対象とした新たな組み合わせ訓練の創設（新規・再掲） 15億円

「職業能力形成システム」（通称「ジョブ・カード」）制度の一環として、母子家庭の母等や子育て終了後の女性等を対象とした事業主等の訓練ニーズを反映したカリキュラムによる新たな組み合わせ訓練を創設し、実践的な能力開発を実施する。

○ 生活保護自立支援プログラムの着実な推進

生活保護を受給する母子世帯の自立を促進するため、福祉事務所における「自立支援プログラム」の導入を一層推進する。

（セーフティネット支援対策等事業費補助金（195億円）の内数）

○ マザーズハローワーク事業の拠点の拡充と機能の強化（再掲）

19億円

マザーズハローワーク事業未実施の地域においても同様のサービスが提供できるよう事業拠点を拡充するとともに、既存のマザーズハローワーク等において、独自求人確保、保育所入所の取次ぎ、出張相談等を実施する。

(2) 自立を促進するための経済的支援 1, 644億円

母子家庭等の自立を促進するため、母子寡婦福祉貸付金の技能習得に係る生活資金等の償還期限の緩和を図る。

※ 児童扶養手当の受給開始から5年を経過した場合等における一部支給停止措置については、受給者やその子ども等の障害・疾病等により就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられない者を除き、一部支給停止措置は行わない。

4 母子保健医療の充実

278億円（256億円）

（1）産科・小児科医療の確保

84億円

○ 産科・小児科医療の確保（再掲）

84億円

産科医療機関が減少している現状にかんがみ、産科医療機関への財政的支援を行うとともに、周産期医療体制（出産前後の母体・胎児や新生児に対する産科・小児科双方からの一貫した医療体制）の整備を進める。

また、小児の二次救急医療を担う小児救急支援事業、小児救急拠点病院の休日夜間における診療体制の確保や小児救急電話相談事業（＃8000）など小児救急医療体制を確保する。

・ 健やかな妊娠・出産等への支援

妊娠・出産の安心・安全の確保のため、助産師等を活用した、健やかな妊娠・出産等をサポートするための地域の先駆的な取組に対する助成を行うとともに、取組事例に関する情報提供を行うことにより、他の自治体の取組を促進する。

（母子保健医療対策等総合支援事業（統合補助金）（48億円）の内数）

・ 子どもの心の診療拠点病院の整備（新規・再掲）

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院の整備を併せて行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

（母子保健医療対策等総合支援事業（統合補助金）（48億円）の内数）

（2）不妊治療等への支援

143億円

特定不妊治療費助成事業、小児慢性特定疾患治療研究事業及び未熟児養育医療費の給付等を実施する。

（特定不妊治療費助成事業については、母子保健医療対策等総合支援事業（統合補助金）（48億円）の内数）

5 仕事と生活の調和の実現

（再掲・40ページを参照）

147億円（127億円）

（1）仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成

10億円

- (2) 仕事と生活の調和の実現のための企業の取組の促進 15億円
- (3) 長時間労働抑制のための重点的な指導の実施等 6億円
- (4) 企業における次世代育成支援の取組の一層の推進 48百万円
- (5) 仕事と家庭の両立が図れる環境整備の推進 104億円
- (6) パートタイム労働者の均衡待遇確保と短時間正社員制度の導入促進
9.6億円
- (7) テレワークの普及促進 1.4億円

6 若者の雇用・生活の安定と働く意欲の向上 (再掲・38ページを参照)	333億円 (346億円)
---	----------------------

- (1) フリーター常用雇用化プラン等の推進
～常用雇用化35万人を目標～ 227億円
- (2) 地域において支援を必要とする若者等のチャレンジ支援 48億円

第5 高齢者等が生き生きと安心して暮らせる福祉 社会の実現

高齢者が生き生きと安心して暮らせる社会を実現するため、介護基盤の整備や安定的・効率的な介護保険制度運営の確保を図るとともに、認知症対策、介護予防対策、元気高齢者支援対策等の関連施策を推進する。

また、65歳までの雇用機会の確保、「70歳まで働ける企業」の普及促進、団塊世代をはじめとする定年退職者等の再就職支援等によりいくつになっても働ける社会の実現に向けた環境整備を図る。

年金制度については、持続可能で安心できる制度を構築するため、基礎年金国庫負担割合2分の1に向けた引上げに取り組む。

支援を必要とする人々を地域で支える仕組みを再構築するため、身近な地域における福祉活動の活性化を図るとともに、生活不安定者等に対する自立支援体制を整備する。また、生活保護制度について、生活保護受給者の抱える様々な生活上の課題に応じた支援の着実な推進とともに、濫給・漏給の防止対策の推進を図る。

さらに、社会福祉士・介護福祉士の資質の向上を図るための「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正や福祉従事者の質の向上及び人材の確保を目的として新たに策定された福祉人材確保指針を踏まえ、福祉従事者の確保・養成を推進する。

1 介護保険制度の着実な実施と関連施策の推進

2兆392億円（2兆711億円）

（1）介護基盤の整備

445億円

過去に整備した療養病床にかかる債務の円滑な償還を含め、医療法人等による療養病床転換の促進を図る「療養病床転換支援資金」（仮称）の創設、大規模団地における介護サービス拠点等の整備を行う「高齢者安心住空間整備事業」（国土交通省とのタイアップ事業）などにより、介護基盤の整備を促進する。

（2）安定的・効率的な介護保険制度運営

1兆9,739億円

各都道府県が策定する介護給付適正化計画に基づき実施される、要介護認定の適正化やケアマネジメントの適切化を始めとする適正化対策の推進など、安定的・効率的な介護保険制度の着実な実施に努める。